

第26期火災予防審議会人命安全対策部会小部会(第5回) 開催結果

1 日 時

令和6年9月9日(月) 10時00分から11時55分まで

2 場 所

東京消防庁本部庁舎8階特別会議室

3 出席者(二重線:リモート参加)

(1) 委 員(敬称省略:五十音順)

大宮 喜文、重盛 政幸、鈴木 恵子、高橋 明子、水野 雅之、吉岡 英樹 (計6名)

(2)東京消防庁関係者

参事兼予防課長、予防部担当課長、予防部副参事(予防技術担当)、予防対策担当係長、建築係長、消防設備係長、指導係長、係員3名 (計10名)

4 議 事

- (1) 防災センター 機械化・遠隔監視の基準案
- (2) 関係者不在施設 調査結果中間報告
- (3) オールスタンディング形式の客席基準案

5 資料一覧

資料1 これからの時代にふさわしい防災センターのあり方

資料2 関係者不在施設等における防火管理について

資料3 劇場等における客席等の基準のあり方に係る検討

参考資料1 部会(第4回)議事概要

参考資料2 小部会(第4回)議事概要

参考資料3 防災センター等の技術上の基準 別記1～別記3

6 議事速記録

【事務局】

ただいまから、火災予防審議会人命安全対策部会第5回小部会を開始させていただきます。本日は、部会委員6名の方にご出席いただいております。内訳につきましては、対面で2名、オンラインで4名のご出席になります。

配布資料ですが、会議次第の下にございます資料1から3と参考資料1から3をご用意させていただきました。資料に不備がある場合、大変恐れ入りますが、お知らせいただければと思います。

続きまして、本日の小部会の流れをお話しさせていただきます。はじめに、議事1といたしまして、防災センターの機械化・遠隔監視の基準案について。続きまして、議事2で関係者不在施設における調査結果の中間報告について。最後、議事3につきまして、オールスタンディング形式の客席基準案についてご説明をさせていただきます。なお、前回の部会でいただきましたご意見等は、本日の説明に反映をさせていただいてい

るほか、参考資料に議事概要としてまとめております。

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。議事の進行は議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【議長】

本日もお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本日も、次第に従いまして議事を進行させていただきます。本日の資料ですが、事務局にいろいろご尽力いただきまして、だいぶ具体的な内容も出てきておりますので、皆さんから忌憚のない建設的なご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議事1になりますが、防災センターの機械化・遠隔監視の基準案について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、これからの時代にふさわしい防災センターのあり方についてご説明させていただきます。まず、これまでの審議の内容についてでございます。前回の部会において、検討課題をこちらの3点に整理させていただきました。今回は、そのうちの1番と2番、防災センター要員に関する基準の合理化と遠隔監視の基準整備についてご説明をさせていただきます。

まずは、検討項目の1つ目である防災センター要員の基準の合理化案についてご説明いたします。最初に、現行の防災センター要員の人数の算定方法についてです。防災センター要員として必要な人数は、限界活動時間内に必要な対応行動を完了できる人数としております。スプリンクラー設備の設置の有無により、基準となる時間を分けており、スプリンクラー設備が設置されている建物では9分、設置されていない建物では6分を基準とし、建物ごとに排煙効果等を勘案して設定しています。

この限界活動時間内に、右側の表で表示をしております必要な対応行動が完了するか計算しており、2名では時間内に活動が完了しない場合は3名必要となります。なお、この計算は防災要員が最も少ない時間帯を想定して実施することとしておりますので、自衛消防隊の地区隊であるテナントがいない深夜の時間帯を想定して計算されております。

こちらのスライドは、先ほどの必要な対応行動をシーケンス図で表したものです。自動火災報知設備が鳴動すると、総合操作盤で出火場所を確認し、1名が必要な設備の操作や情報収集、119番通報を行います。残りの防災センター要員は、出火場所へ駆け付け、現場確認を行ったのち、1名が初期消火、1名が防災センターへの連絡を実施します。その後、火災が発生した区画の避難状況の確認と防火シャッター等により防火区画が形成されているかの確認を行います。この区画が広くなればなるほど、区画形成を確認するために防災センター要員が多く必要となり、この確認を機械等に置き換えることができれば、防災センター要員の適正化につながるものと考えております。

こちらは、住友不動産様の協力を得て、実際の建物で自衛消防活動の検証を行ったものとなります。

左側の対応行動予測表は、検証での行動を現行の防災センターの基準に基づいて計算したものとなります。右側の図は、現場駆付員の移動経路を表したものとなっております。計算では対応行動の時間が9分を超えますので、防災センター側に1名、現場駆付員2名の計3名が必要となります。後ほどご覧いただきます一部機械化へ代替した場合の検証との比較のため、今回の検証では、防災センター側1名、現場駆付員1名の計2名で検証させていただきました。スペースの都合上、1階と17階の平面図のみ表示しておりますが、検証で

は火点階の直下階である 16 階まで非常用エレベーターで移動し、16 階から17歳までは屋内階段を使用し
て移動しております。

それでは、現行の方法による自衛消防活動の検証の動画をご覧ください。今から動画を共有させてい
たいただきますが、通信回線の関係で、Web参加の方はもしかするとちょっと動画が止まるかもしれませんので、
そこはご了承いただけますようお願いいたします。それでは、現行の計算方法で計算した自営消防活動の検
証動画になります。再生させていただきますのでご覧ください。

< 検証動画再生 >

【事務局】

ここまでが、現行の基準に基づいて実施した自衛消火活動の検証でございます。ただいまご覧いただいた、
人が行っている活動を、機械やシステムによって代替できないか検討いたしましたので、次のスライドからご
説明をいたします。

防災センター要員に関する基準の合理化の基本的な考え方として、今スライドで表示をしております2点の
ところを考えております。1点目が、人が行っている対応行動を機械やシステムによって代替するということ。
2点目が、機械やシステムによる代替方法が妥当であるか否か、第三者機関による「防災センター評価」を受
けることと考えております。

「防災センター評価」を要件としているのは、建物の用途や規模、導入される設備等により、建物ごとに条件
が異なってくることから、専門家による個別の評価を受けるべきという考えから入れております。

次のスライドは、段階を踏んだ実現として、現在の体制をフェーズ1、現在の技術で実現可能な内容をフェ
ーズ2、将来の技術の発展等により実現可能と考えられる内容をフェーズ3として表現しております。オレン
ジ色で表示している部分が、人による対応が必要な部分となります。今回は、現在の技術で実現可能な内容
でありますフェーズ2の部分に絞って検討を行いました。

それでは、次のスライド、防災センター要員の対応行動の機械への代替えというところを説明させていただ
きます。火災現場の確認とスプリンクラー設備等の稼働状況の確認についてでございます。

現在は防災センター要員が火災室まで駆付け、目視で確認しておりますが、これを監視カメラや設備の起
動信号による代替えが可能と考えております。監視カメラのメリットとしては、防災センターで早期に火災現
場の確認ができるほか、出場してきた公設消防隊も防災センターで火災室の状況が確認でき、効率的な消防
活動が可能となります。

次のスライドでございます。火災の状況報告についてです。現在は非常電話により音声で防災センターに
報告しておりますが、監視カメラや防災センター要員が装着するボディカメラを使用することで、防災センタ
ー側でも映像を確認し、状況を知ることができます。また、初期消火等を単独で実施している防災センター
要員に万が一事故が発生した場合でも、防災センター側で早期に把握できるというメリットも考えられます。

次のスライドです。こちらは避難状況の確認についてでございます。監視カメラやビーコン等を使用する屋
内位置情報システム、セキュリティシステム等により、代替が可能ではと考えております。

今表示しております写真はセキュリティシステムの例です。左側の黄緑色で表示されているものが、セキュ
リティがかかっておらず、在館者がいる状態を表示しております。右側の水色で表示されているものは、セキュ
リティがかかっており、中に在館者がいない状況を表示しています。このようなシステムを使用すれば、火
災時に在館者の有無が即座に把握でき、効率的な活動が可能となります。

次のスライドは、屋内位置情報システムの例でございます。こちらの製品ですが、建物内に設置されたビーコンにより、スマートフォンや発信機を持った在館者の位置情報を取得しております。自動火災報知設備が鳴動した際には、火災発生場所を表示するとともに、建物内のそれぞれの場所に何人の在館者がいるか、即座に把握できるというものです。このようなシステムを使用することで、避難状況の確認を機械化することが可能になります。

次は防火区画の形成確認についてです。防災センターからの遠隔操作によって防火区画を形成する方法のほか、区画の形成確認については、監視カメラによる確認や防火設備からの閉鎖信号による確認、セキュリティシステムによる確認が挙げられます。

スライドの写真は、セキュリティシステムの例でございます。赤丸で表示している部分は、扉が閉鎖され鍵がかかっている状況を示しています。その左側のオレンジ色の表示が、扉は閉まっているが施錠はされていない状態、一番左側の扉の表示が、扉が物理的に開いている状態を示しています。この建物では、今説明しました扉が防火戸になっておりますので、このようなシステムを使うと、防火区画の形成確認が即座にできるものとなっております。

こちらは防災センター要員の対応行動を一部機械で代替した場合の検証についてです。最初にご覧いただきました検証動画と同じ建物、同じ想定で、対応行動の一部を機械に代替し検証を行っております。表示している対応行動予測表は防災センターの基準に基づき計算により算出したものですが、機械に置き換えたことにより短縮された部分を斜線で表示しております。

こちらは現行の方法と、機械へ代替した場合の短縮された時間の差分を表したものです。一番左側、青で表示している部分が現行の方法でかかった時間。一番右側の赤で表示している部分が、機械へ代替した場合の計算上で出た必要な時間を表しております。真ん中の部分が、その差分を表示したところになりますが、機械の置き換えにより防火区画の形成及び避難状況の確認に要する時間が短縮されれば効果が大きいということが分かります。

次のスライドです。今回の検証では、セキュリティシステムを活用することで、防火区画の形成及び避難状況の確認に要する時間を短縮しております。また、ボディカメラとイヤホンマイクを使用することで、非常電話までの移動時間や防災センターへ報告する時間を短縮しております。今回はボディカメラの映像を防災センターのパソコンで確認しておりますので、動画の中でその様子もご確認いただければと思います。

それでは、検証動画をご覧ください。実際の検証では、119番通報まではほぼ同じ時間となっておりますが、区画形成完了では機械で代替したほうが短くなっていく傾向となっております。それでは、動画を共有させていただきます。

< 検証動画再生 >

【事務局】

以上が機械に置き換えた場合の検証の動画でございます。ただいまの検証では、逃げ遅れの確認についてはセキュリティシステムで確認をしておりますので、共用部についての逃げ遅れはないという前提で活動検証したのになります。以上が防災センター要員の基準の合理化案の説明でございます。

続きまして、遠隔監視の基準(案)について説明をさせていただきます。まずは遠隔監視の基本的な考え方についてご説明いたします。

まずは遠隔監視の基本的な考え方についてご説明いたします。最初に遠隔監視の定義ですが、総合操作盤

の告示基準から、監視対象物の敷地外で消防設備の監視操作をすることといたします。

次に、遠隔監視のパターンですが、まず大きく2つに分類して整理いたしました。1つ目が遠隔監視場所で消防設備の監視のみを行う場合。2つ目が遠隔監視場所で消防設備の監視と操作の両方を行う場合です。

今ご覧いただいているスライドは、遠隔監視場所で監視のみを行う場合を表したものです。左側の図が、監視対象物で火災が発生した場合に、防災センター勤務員と火災現場駆付員が遠隔監視場所から駆け付けて対応するパターンです。この場合でも限界活動時間の9分以内に全ての対応を完了することを求めています。

限界時間内に全ての対応行動を完了することを求めると、遠隔監視場所は監視対象物から離れた位置に設けることが難しくなりますので、右側の、平常時は遠隔監視場所で監視しておりますが、火災発生時には監視対象物に常駐している防災要員が対応行動を実施するパターンが考えられます。こちらのパターンだと人数等の削減にはつながりませんが、監視対象物の勤務員が全員同時に仮眠を取るなどの労務管理が容易になるような効果は期待できるかと考えております。

次、22枚目のスライドをご覧ください。こちらのスライドも監視のみを行うパターンですが、中心となる建物の防災センターで隣接する敷地の建物も集中監視するような場合です。右側の平面図は森ビル株式会社様のホームページから引用させていただいたものですが、中央のオーク森ビルに隣接する赤の丸印で示した建物についても、現在はそれぞれ防災センターがあり、個々に監視をしているような状況です。これはそれぞれの敷地の間に道路が走っており、別敷地となっているためですが、このようなケースでも中心となる建物での集中監視を認めてほしいとの要望がありますので、限界活動時間内で対応行動が完了することを条件に認められないかと検討をしたいと考えております。

次、23ページ目のスライドをご覧ください。こちらのスライドは、遠隔監視場所で消防設備の監視と操作の両方を行う場合です。監視のみとの違いは、遠隔監視場所で消防設備の操作までを行えることから、監視対象物で火災が発生した場合、防災センターで消防設備の操作を行う防災センター勤務員は監視対象物に駆け付ける必要がありません。初期消火等を行う火災現場駆付員のみが監視対象物へ駆け付けることとなります。また、右側の図は、火災現場駆付員のみが監視対象物に常駐するパターンを示しております。

次のスライド、24枚目のスライドをご覧ください。こちらは段階を踏んだ遠隔監視の実現として、全て監視対象物で対応する現在の体制をフェーズ1、現行法令で実現可能な遠隔監視場所で監視のみを行う体制をフェーズ2、法令上の整理が必要であり、すぐに実現することは難しい、監視と操作の両方を遠隔監視場所で行う将来の体制をフェーズ3として表現をいたしました。将来の体制をにらみつつ、まずは現行法令で実現可能なフェーズ2を中心に検討を進めたいと考えております。

25枚目のスライドをご覧ください。ここからは、防災センターの遠隔監視を認めるための主な条件について説明をいたします。こちらもそれぞれのパターンに分けて整理をいたしました。まずは遠隔監視場所で監視のみを行う場合で、監視対象物に防災要員が常駐している場合でございます。このパターンは現行の人の配置とほぼ同様であることから、最低限の条件としております。1つ目が第三者機関の評価である「防災センター評価」を受けること、2つ目が監視対象物の防災センターに総合操作盤を設置すること、3つ目が監視対象物にスプリンクラー設備が設置されていることとなります。2つ目と3つ目の条件については、防災センターに必ず設置されております総合操作盤の告示基準に定められた遠隔監視の条件を持ってきております。

次、26枚目のスライドをご覧ください。こちらは監視のみを行う場合で、監視対象物で火災が発生した際には監視対象物の外から防災センター要員が駆け付けて対応するパターンになります。こちらは監視対象物に防災要員が常駐しておらず、消防隊が先に到着する可能性もあることから、先ほどの監視対象物に防災要

員が常駐する場合の条件に加えて、スライドの6項目の条件を付加いたしました。1つ目は、営業時間中又は公開時間中は遠隔監視は認めないというものです。これは現行基準で同一敷地内の監視場所で集中監視する場合、この条件と合わせたものになります。利用者がいる営業中の建物で火災が発生した場合は、地区隊であるテナント自衛消防隊が活動を開始することから、早期に防災センターを中心とした体制を構築する必要がありとなっております。ただ例外として、地区隊と遠隔監視場所で情報を共有できるツールを導入し、自衛消防体制が補完されている場合は認めるような仕組みにしたいと考えております。2つ目は通信回線のバックアップを確保すること。3つ目は、消防隊が使用する設備は遠隔監視場所から起動する措置又は消防隊により起動することができる措置をとること。4つ目が、出場した消防隊に情報提供するための大型モニターを設置することとしており、この内容については後ほど別のスライドでご説明をいたします。5つ目と6つ目の条件でございます。こちらは1つの遠隔監視場所で複数棟の監視を行う場合ですが、防災センター要員の算定については、原則として同時火災は想定しないということを考えておりますが、万が一同時に火災が発生した場合の措置として、5つ目、遠隔監視場所から監視対象物の防火区画を形成する装置、これを入れております。6つ目も1つの遠隔監視場所で複数棟の監視を行う場合ですが、遠隔監視場所に作動時間2時間以上の自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備を求めております。これは総合操作盤の非常電源と同様の内容としております。

スライドの27枚目をご覧ください。こちらが遠隔監視場所で監視と操作の両方を行う場合です。先ほどの監視のみの条件に加えて、さらにこちらの1から4番を追加するような形で考えております。1点目が遠隔監視場所で操作する設備の範囲ですが、総合操作盤で操作できるものと同じ内容を考えております。2点目が遠隔監視場所の構造要件です。原則として、防災センターと同様の構造要件を求めます。これは、遠隔監視場所が火災や水災などにより監視を継続できなくなった場合、遠隔監視している全ての対象物に影響が出てしまうためです。ただし、3点目の条件に入れております次のいずれかの対応をとった場合は、構造要件は求めないということを考えております。まず①として、遠隔監視場所での監視ができなくなった場合は人を監視対象物に派遣して、現行の体制と同様にそれぞれの監視対象物の防災センターで監視を継続する場合、②として、遠隔監視場所の機能をサブセンターに切り替えて監視を継続できるような体制をとった場合としております。4点目は、意図しない操作を防ぐためにサイバー攻撃に対する対策ということで入れております。

それでは、先ほど飛ばしました通信回線等のバックアップ体制についてご説明をいたします。28枚目のスライドをご覧ください。通信障害などにより、遠隔監視場所で監視を継続できなくなった場合は、原則として監視対象物に人を派遣して監視を継続することとしております。ただ、例外として、通信障害時の対策を講じており、サブセンター等に切り替えて監視を継続できる場合は、人を派遣する必要はないのではと考えて整理をしております。ご覧いただいておりますスライドでは、例示として回線を2回線以上としておりますが、この部分については技術の発展に応じて柔軟に対応すべき部分と考えております。

29枚目のスライドをご覧ください。こちらは消防隊の活動に伴い操作を必要とする設備への対応となります。具体的な設備としては、消防用水などのブースターポンプの起動や高層建築物の連結送水管のブースターポンプの起動が挙げられます。対応としては、遠隔監視場所から起動できるようにするか、採水口、送水口の直近に起動装置を設けることと考えております。遠隔監視場所から起動する場合は、当然、遠隔監視場所につながるインターホンの設置を求めると想定しております。ご覧いただいております写真は、実際に採水口の直近にブースターポンプの起動ボタンが設けられている例でございます。

それでは、30枚目の最後のスライドをご覧ください。こちらは遠隔監視場所から消防隊への情報提供方法について説明したものととなります。監視対象物には大型モニターを設置し、出場してきた消防隊にWeb会議

システムなどを使用して情報提供できるように考えております。また、平面図等を共有できる機能を求めるほか、モニターの大きさは平面図等を確認するのに支障のない大きさを考えております。今スライドに表示しております写真は、モニターのイメージになります。

防災センターに到着した消防隊は、遠隔監視場所の監視員と、今建物の詳細情報が載っていますが、画面を切り替えたりしながら対面で話すようなことを考えております。また、画面を切り替えて消防活動に必要な情報を表示したり、平面図を表示したりということを考えております。

駆け足でございましたが、以上で遠隔監視の基本的な考え方についての説明を終わらせていただきます。

【議長】

ご説明ありがとうございます。ただいまご説明いただきました内容について、何かご質問あるいはコメントがございましたら、ご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】

よろしいでしょうか。

【議長】

お願いいたします。

【委員】

まず資料のご説明ありがとうございました。それで、私から1点のみですが、例えば、5枚目のスライドなんかで教えていただけたらと思うんですが、いわゆるその限界活動時間のところですか。

これまでも重要なところですが、スプリンクラーのある・なしで9分と6分が違うということで、いわゆる相対的な比較という意味においては、どなたが聞いても納得できる場所かと思うんですが、いわゆる絶対値としての9分、6分に関して、特に防火あるいは火災といったところに余り詳しくない方も当然世の中にいらっしゃるって、そういう方々にも多少なりともしっくりくると思いますか、納得していただくということも、また重要なところではないかと思えます。

ですので、この9分、6分というその絶対値についてのバックグラウンドといいますか、背景といったところを、最終的な報告書ですとか、そこら辺に説明していただくことは可能でしょうか。

【事務局】

それでは、事務局からお答えいたします。限界活動時間の9分と6分についてですが、その根拠については事務局でも継続して確認をさせていただきます。

現在までに確認ができているのが、防災センターの基準が平成9年に策定されているんですが、そのときに既にこの9分、6分というのが入ってきておまして、その先、スタートとなったところはまだ確認ができない状況ですので、そこについてはさらに調査を進めていただきたいと思います。

【委員】

では、可能な範囲でぜひよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。ほかに何かご質問・コメント等がございますでしょうか。お願いいたします。

【委員】

9分、6分というのは引き続き調査なさるとのことですが、これまでの建物を前提とした6分、9分ということだったかと思います。

今後、こういった大規模なオフィスビルなどで内装を木質化したり、初期の火災性状というのが、もちろんスプリンクラーがあれば消しとめられるのですが、そうでないときの初期の立ち上がりが少し早くなるのではないかということが懸念されるような場合については、機械化というよりも、できるだけ早く初期消火を人手でできるということも大事だと思っております。その辺、建物個々の状況に応じて何か条件を付ける必要性などはお考えでしょうか。

【事務局】

事務局からですが、前日も委員から木質化に伴う大規模建物のご指摘をいただいておりますが、まだ検討段階でございます。

今の段階では明確な答えを示せるような状況ではないということが今のところの答えですが、部会までには対応できるようなものを検討させていただければと思っております。

【委員】

ぜひよろしく願います。

【庁内関係者】

場合によっては、もし委員の皆様、同じようなご意見をお持ちのようでしたら、例えば木質化するような、耐火構造ですが木材でつくられているようなものは対象外とするとか、そういった方法も考えられると思いますので、ご意見をいただきながら、その扱いを考えていきたいと考えているところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【議長】

ほか、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、私から1点お伺いできればと思います。

こういう形で防災センター要員の対応行動等をDX化することによって、合理化するという方向性は大事なことだと思いますが、例えば、機械化等をするとき、これまで以上に信頼性が確保されていることが大事なようにも思いますが、そのあたりについては何かご見解はありますか。

【庁内関係者】

事務局からお答えさせていただきます。

今のご指摘のとおり、機械化に伴って、機械の信頼性というのは非常に重要な問題だと思っております、現在、第三者機関の評価においては機械の信頼性を判断するような要素がありません。要素が全くないとい

うわけではないのですが、消防設備として検定を取られているということを前提に評価していますので、「検定を取ったものだからそのまま信頼性がある」というような認識で、そのところは突っ込んだ評価をしていないというのが実情でございます。

ただし、今回こうした検定を取らないような機械を使って、時間の短縮ですとか人員の削減といった合理化を図っていくということでございますので、評価制度の見直しというのも一つの方法としてはあるのかなと考えております。

現在、第三者機関とも協議はしているんですが、例えば現在、建物がオープンする前の評価だけでおしまいのところを、その後1年、2年経ったあとに適切な運用がされているか、機械が適切に作動しているのかという検証も合わせてやることを含めて、全体として評価というのをやるべきじゃないかというお話もありました。

そのような形で現状は考えているんですが、もしそういった方法ではなくて、機械そのものの評価が必要だということであれば、今のところは機械そのものの、例えば無線機の評価はどうかというところは、なかなか評価制度がないものですから、難しいところがあるので、そういったトータルでの、初めだけじゃなくて使っている中でも毎年やっていくというような評価を今考えているところでございまして、それについてもぜひ、委員の皆様からまたご意見いただければと思っておりますのでございます。

【議長】

分かりました。ほか、何かコメント等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、時間も限られておりますので、次の議事に移らせていただきます。

続いては議事2ということで、関係者不在施設における調査結果の中間報告についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、さっそくご説明させていただきます。関係者不在施設等における防火管理についてということで、今回は前回までの審議状況、実態調査対象の概要、現状の考察、最後にガイドラインの策定方針についてご説明差し上げます。

さっそく説明に入らせていただきます。まず、前回の部会までの振り返りになりますが、前回部会でお示した方針に沿って、今年度ガイドライン策定に向けて9月末の報告をめぐりに委託調査を実施しているところであります。

続いて、実態調査対象の概要についてご説明します。現在調査を進める中で、様々な業種があることが分かったため、各業種に対して偏りがなく調査を実施しているところでございます。その中で、今回は2業種について、関係者不在施設の運営実態についてご説明させていただきます。

まずは夜間の一部時間帯を無人で営業するインターネットカフェになります。こちらの店舗は、日中は従業員の方が常駐しているんですが、お客さんの入替わりの少ない夜間の時間帯につきましては、清掃などを1人の従業員の方が巡回をして複数店舗実施することにしておりまして、一部の時間帯で従業員がいないといった関係者不在施設になります。

施設の利用方法についてですが、システムを導入することによって省人化をしており、利用者自らが会員登録受付から精算まで一括してセルフで行って利用する施設になっております。ただし、日中の時間帯につきましては、バックヤードに従業員の方がおります。

そういった省人化に伴って、災害対策はどうなっているのかというところになります。消防法で定められている消防設備の設置はもちろん、掲示等の対策が取られておりまして、さらに関係者不在施設で多いセキュリティのかかった扉についても、緊急時については容易に避難できるような措置が設けられております。また、全ての施設で警備会社との契約も行っておりまして、特にこの施設におきましては監視場所と施設内で相互に通話ができるスピーカーが設置されております。さらに、施設側でも 24 時間対応の常駐のコールセンターを設けておりまして、直通のインターホンでいつでも施設関係者と連絡が取れるような体制が取られております。

続いて常時無人で運営するスポーツジムの例です。こちらは清掃等の日常のメンテナンス作業についても、利用者の方をフレンドリー会員として協力をいただいて、従業員が常時不在となるような店舗になっております。施設の利用方法につきましては、先ほど同様、発行されたQRコードで入退室の管理をしていて、館内でフィットネスマシンですとかカラオケ、予約制のセルフ脱毛等、様々なサービスを受けることができます。退出についてもQRコードをかざして退出して、最終的にサービスを受けるときに従業員の手を全く介さずに施設を利用することができます。

ここでも災害時の対応については同様の対策が取られておりまして、中でも特徴的なのが、施設内に設置されたAIを搭載した監視カメラにより常時施設内を監視していて、さらに 24 時間対応できるコールセンターを設けておりますので、監視体制が非常に強化されているという特徴があります。そのほかにも、通常の掲示物以外にタブレット等使用した掲示等を行っております。

実際の施設内での火災の事例について、1番、2番とご紹介しております。これらは常日頃から点検、管理といった整備がされていれば起こり得なかった火災で、関係者がいれば日常の段階で未然に防止できた可能性が高く、関係者が今回、常時不在となることで生じたリスクと捉えられることができる事案と考えております。また、自火報の鳴動により火災に気づき、通報や初期消火が行われた事例でもございます。

こちらは、日常の管理体制についてまとめた表になります。この2施設を比較いたしますと、防火管理者の選任体制ですとか日常の清掃といった実施状況に差があることが分かります。

続いて、災害時の対応状況をまとめた表になります。どちらの施設も、概ね火災発生時の各フェーズにおいて、同様の対策が取られているということが分かります。

こういった状況を踏まえて、現状の考察としては、災害時の対応では、どの施設も一定の対応が取られていますが、日常の管理体制にはまだまだ不十分な面があると考えられます。日常の管理体制においては、主に店舗責任者ですとか防火管理者が施設に不在となることで、防火管理の観点から施設の維持管理が徹底されていないこと、また巡回による日常の監視体制が構築されていないことから、出火危険の対策について対策が不十分であるということが分かりました。今後は関係者不在施設の日常の管理体制について、より検討していく必要があると考えております。一方で、災害時の対応につきましては必要最低限の対策が講じられておりまして、現状、これらの対策というのは今後の関係者不在施設の共通の対策として、ガイドラインにも反映していきたいと考えております。

それでは、ガイドラインの策定方針についてご説明します。ガイドラインの策定方針といたしましては、こういった有人施設との比較の中で、関係者不在施設全体に共通するリスク要因を抽出するほか、施設ごとの用途ですとか使用の実態により考えられる個別のリスクを分類し、安全対策をさらに付加していくことを検討しております。検討項目の詳細について、次のスライドからご説明させていただきます。

まず、日常の管理の部分では、防火管理体制に課題があると考えております。現在は、事業所ごとに防火管理者や防火担当責任者を定めるのが原則ですが、関係者が不在の施設となると、どちらの管理体制もとれ

ないような状況が現状の不在施設の特徴となっております。こういったところから、関係者不在施設に対しては、より有効な防火管理体制のあり方を検討する必要があると考えております。

次のスライドからが災害時の対応ということで、主に初期消火、通報、避難といった初期対応について、利用者がどのようなところに課題があるかというところを抽出しております。まず初期消火につきましては、消防設備の設置位置や使用方法が分からないという課題が挙げられますので、対策例の一つといたしまして、館内への消火器の表示ですとか、有効な初期消火方法の掲示というところを考えております。しかしながら、活動の主体が利用者となるというところにはまだ課題が考えられますので、調査結果を踏まえて個別のリスク要因に応じた対策というのは、さらに考えていく必要があると思っております。

続いて通報連絡につきましても、利用者が有効に通報を実施することについて、住所ですとか名称が分からないといった、適切に通報できないというリスクがありますので、これにつきましても次のスライドで対応の例を示しております。こちらにつきましても館内掲示の例にはなってくるんですが、建物の住所、名称等を明記したものを館内に提示する、あとは利用者層に応じた多言語表記といったところも必要だと考えられます。

続きまして対応例、避難誘導についての課題になります。こちらにつきましては、火災を発見したときに周囲の利用者の方、ほかの方に火災の有効な周知ですとか、避難経路、避難口の開錠方法についてが分からないというところが、リスクとして挙げられております。その対応策としては、避難経路図の掲出、避難時の注意事項といった掲示で、利用者の方が有効に自主避難をできるよう促すこととしております。しかし、これによらず遠隔地から火災を覚知する方法を確保し、遠隔からの誘導という方法も一つ考えております。

続きまして、消防活動への支障というところで、消防活動の支障となる部分につきましては、関係者不在施設では入退室の管理セキュリティが強化されていることから、進入への支障、または関係者が不在となることから、情報収集の面で非常に苦慮することが懸念されております。対策例としては、遠隔地からの開錠又は外部からの開錠装置等の設置、警備会社の駆付対応といったところが考えられます。情報収集の面では、緊急連絡先の掲示等の対策を例として示しておりますが、そのほかにも有効な対応策が考えられるのは、監視カメラの活用等そういったところも有効に利用していければいいと思っております。こういった共通の初期対応のリスクに加えまして、今回、用途や運営実態ごとの個別のリスク対応というものを抽出し、人命危険の高いリスクに対してはハード面を含めた安全対策の強化を求めています。現在、委託調査にて個別のリスクを調査抽出しているところで、スライドでは想定される個別リスクのイメージを示しております。

こういった調査結果をもとに、最後のスライドになりますが、関係者不在施設防火管理のガイドラインの構成について、最後にイメージをお示しいたします。日常の管理や災害時の対応について、関係者不在施設には共通のリスクが存在するため、対応についても共通の対応を求めることを考えております。しかし、それ以外にも施設の用途や使用実態により個別のリスクが生じてくるため、これらの個別リスクが該当する施設に対しては、ハード面を含めた追加の安全対策強化を求めています。こういった対策をとることで、人命安全を第一に、実現性の高いガイドラインの策定を考えております。今回、駆け足ではありましたが、スライドの説明は以上になります。

【議長】

ご説明ありがとうございました。ただいまの内容につきまして、何かご質問、コメント等はございますでしょうか。

【委員】

よろしいでしょうか。

【議長】

お願いいたします。

【委員】

着実にガイドラインの作成に向けて進めていただいているところかと思えます。それで私からの質問としましては、今回のこのガイドラインの位置づけを、より詳細に教えていただきたいです。要は、今回、このガイドラインをまとめられて、そのガイドラインが例えば強制力を持つのか持たないのか。あるいは持たないのであれば、今後、いい意味で強制力を持たせる場合には、どういうロードマップを事務局さんでは思い描いていらっしゃるかと、そういったところ、位置づけ、進め方について教えていただければと思います。

【事務局】

ありがとうございます。事務局から回答させていただきます。こういったガイドラインの位置づけにつきましては、今回こういった審議会の中で答申をする中で大きな方向性としてお示しをさせていただいたのち、今後、現場での指導に活用できるよう、指導指針などに反映していく予定です。

【庁内関係者】

補足させていただきます。強制力を持たないものになりますので、守る・守らないは事業者の選択ということになるんですが、ただ一方で、業界団体さんにアプローチをしております。業界団体さんでは、我々が示すガイドラインが出た暁にはそれに準拠できるようにしていきたいという言葉もいただいておりまして、まずはその業界内でこのガイドラインを標準化したものを広めていくという形で考えております。

それで、どうしてもうまくいかない場合には、さらなる義務付けという話も出てくるかと思えますが、当面の間は業界団体さんで自主的にこのガイドラインを周知していくという姿勢を示していただいておりますので、現在のところはそういう方向で考えています。

【委員】

ありがとうございます。よく分かりました。

【議長】

どうもありがとうございました。ほか、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】

以前も申し上げたかと思うんですが、全く新しい、我々からすると火災危険がある業態という、業態というよりは、そういう施設かと思えます。

そのときに、今まで我々の消防の規制の及ぶ範囲のところだけを当てはめてガイドラインをつくるというのももちろんありだと思んですが、新しいリスクとしては、例えば放火のようなもの、それから、常にお客

様もいるわけではない、完全無人ということもありえるのかなという点。

実際の火災事例を見ても、近隣の店舗の方が通報していただいたということで、先ほどの提案を拝見すると、お客さんも訓練して対応してもらおうということですが、それが本当にできるのかなと。また、ちょっと違うかもしれないんですが、お客さんにとって、消火をするとか通報するというのは、どれだけ義務があって、それからそれを活動したときの補償ですかね。けがをしたとかいった場合にどういうふうにサポートされるのか、義務と補償の関係はどうなのか。その中でどこまで求められるのかという、そういった議論もあるのではないかと思います。

あとは、初期消火をしてもらったときに、失敗したときの避難経路をどこまでそのお客さんに対して保証するのか。そこも、避難についてはそれだけではないんですが、もうちょっと踏み込んだ要求といたしますか、求めることが必要なんじゃないかと思いました。

避難経路図を示すというのはもちろん大事なことです。余りにも複雑な避難経路、例えば、掲示例もありますが、小部屋があるようなところだと、大阪の個室ビデオ店火災もありましたが、掲示しただけでは、それは安全につながらない。

避難誘導もない中ということになりますと、シンプルな施設の平面構成とか、直感的に誰にでも分かるような、2方向避難が確保されているということも、例えばですが、大事な要素になってくるのではないかと思います。以上です。

【庁内関係者】

ありがとうございます。今のご意見を踏まえまして、さらに踏み込んだ形でガイドラインは作成していきたいと思えます。特にシンプルな平面構成ですとか、お客さんが本当に消火できるのかというところは、重要な問題だと思えますので、その辺も踏まえまして、検討を重ねていきたいと思えます。

【委員】

お願いします。

【議長】

どうもありがとうございました。ほか、何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

私から1点。6枚目になりますが、今回ご説明いただいた対象がアンダーラインが引いてあるものかと思えますが、このアンダーラインを引いていただいた対象施設においても、いろいろな現状が分かって、具体的な対策にもつながるような情報が得られたんではないかと思えます。

ほかにも、こちらに一覧があるわけですが、これらの施設についても継続的に調査をされているのかということと、またそれらを調査することによって新たに、今回ご報告いただいたもの以外の項目についてもいくつか対応しなければいけないことも出てくるように思うんですが、そのあたりについてはどのようにお考えになっていますでしょうか。

【事務局】

事務局から回答させていただきます。委託調査を継続して実施しておりますので、今後さらに多様な業種への調査結果ということは、当然、報告を受けるところでございますので、こういった項目についても今後増えていく可能性があるものと考えています。

【事務局】

9月の末をもちまして調査結果の報告をいただくことになっておりますので、それをベースにさらに深めていきたいと考えております。

【庁内関係者】

では、次回の小部会では、そういった詳細な結果が示されるということですね。

【事務局】

早ければ部会に入れさせていただこうと思っております。中間報告という形で今委託業者に調べていただいている内容について、この小部会には間に合わなかったんですが、部会でできれば入れさせていただこうと予定しております。

【議長】

よろしく願いいたします。ほか、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

特にないようであれば、次の議事に移らせていただきます。議事3ということになりますが、オールスタンディング形式の客席基準(案)についてということで、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、オールスタンディング客席規準の検討について事務局より説明させていただきます。本日はこちらの内容について説明させていただきます。

これまで、条例改正の必要性であるとか、新基準案についてはご説明させていただきましたが、一部小部会・部会等のご意見の中で若干修正させていただいている部分がありますので、こちらについて説明させていただきます。

また、前回部会・小部会等でいろんなご意見・ご質問等があったものの中で、これまで説明させていただいてなかった内容について、参考資料として添付させていただいておりますので、こちらも、詳細についてはご説明の時間が取れないんですが、ご確認いただければと思います。あとは、そのほかの課題としましていくつか挙げさせていただいておりますので、こちらについてご審議いただければと考えております。

まず、条例改正の必要性についてですが、これまで申し上げてきたとおり、行政指導基準について厳し過ぎて実態と乖離しているということ、署ごとに異なる指導をしていることから、公平な運用のために、安全性を確保した上で、実態を考慮した基準を条例に定める必要があるという形で、これまでお話しさせていただいた内容をまとめさせていただいております。

新基準(案)については5つの項目でこれまで説明させていただきましたが、赤字の部分が若干修正させていただいております。1つずつ説明させていただきます。まず新基準(案)の1としまして、実験の結果から、定員が250人を超える場合は、立席を設ける部分は250人以下ごとに手すり等により区画することと提示させていただきました。これまで110cm以上としておりました、もともとの現行の屋内の客席基準は高さ75cmの手すりになっているんですが、バルコニーの手すりであるとか、屋外の手すりを基準に110と考えていたんですが、実態調査を進めていく中で、高さ90cmの手すりがありました。こちら、事務局で調査しながら見たところ、十分な転倒防止目的が満足できるのではないかと考えたところ。実際、日本人の男性

の方は95%が身長180cm以下ということで、その約というか半分である90cmあれば転倒防止の目的は満足していると考えております。

続きまして2つ目の基準ですが、出入口等の確保ということで、立席区画については2以上の出入口に避難上有効に接続することという、若干言葉を修正しております。委員の皆様の中から避難上有効ということについて、もう少し具体的にというご意見がありましたので、趣旨の中では「2以上の」という言葉は入っていたんですが、「2」という言葉を基準案の中に入れさせていただきました。具体的などころとしてはこれまでと変わらないんですが、250人の立席区画のところ、1の出入口については直接出られるように、それ以外についてはほかの立席区画等を通じて別の出入口に通じるようにということに記載させていただきました。こちらの趣旨の中に書かせていただいたほうについては、運用基準の中で明確に示していきたいと考えております。段差の禁止のところについては、手すりの高さを同様に90cmにしております。

定員の管理についてですが、基準(案)自体は客席の定員が1㎡あたり4人以下というところについては変わらないんですが、これまで関係の皆様いろいろご意見をいただいたところ、現行の運用基準の中で1㎡あたり5人以下で運用しているといったところから、これまでどおり安全対策を講じていれば、昨今特に事故等も起こってないことから、引き続き5人以下を確保してほしいというようなご意見もありました。

ですので、基準としては「4人以下となるように定員の管理に努めること」とするんですが、あくまで「努めること」なので、状況に応じて運用基準の中で一定の安全対策が講じられている場合は5人以下とする部分について、運用基準で定めさせていただければと考えております。

また、5つ目の基準として、劇場等の関係者は避難誘導計画を作成することということで、この中身について今回紹介させていただきます。こちら委員の皆様のご意見の中で、例えば最後のところの避難経路等について、事前のアナウンスとかがあってもいいのではないかというご意見もございましたので、そういったことも含めて、運用基準に定める事項として例示させていただきました。

前回部会等でごございました意見・ご質問について取りまとめております。一部紹介させていただきます。

「実験において女性が多かったことについて問題がないか」というご意見がありました。それまで、そのことについて、これまで口頭では回答させていただいてたんですが、本実験における流動係数については、概ね2.2前後の数値の結果が出ているんですが、これが本実験では男性50名、女性が200名弱というような形でございました。既往の研究において、同様に今回本実験を行ったものとほぼ同様の実験が行われているんですが、こちらが被験者の方が男性62人、女性が34人で、実験の中で流動係数が2.5から3ということで、一概に比較できるものではないとは思いますが、既往の研究では1m1秒あたり2.5人から3人というような流動計数が出ていることから、今回の実験が特に過大に避難がしやすいような結果になっているということではないと認識しているもので、問題は無いということで、改めて説明させていただきます。

そのほか、「固定してないイス席やいすのない座り席等についても対象とすることを検討していただきたい」ということですが、イス席について、あるいは座り席については条例で規定させていただいていることについて説明させていただきました。この条例の規定について、下記のとおり表示させていただきましたので、ご確認いただければと思います。

「劇場等について、火気管理とか可燃性物質の持込み等、いろんな基準があったことについて説明したほうがいいのではないか」等のご意見があったので、参考資料の中で今回劇場等における法令上の防火安全対策について掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

「実際に火災が起きたとき、どのくらいパニックになるかわからない」。あと、「避難時のパニックを防止するために、コンサート前にアナウンスで避難の際の行動などを伝える基準があったらいいのではないか」と

ということで、先ほど説明させていただきましたように、避難誘導計画の中にそういった事例のところを盛り込ませていただいております。

「手すりの構造基準」については、運用基準において例示する予定ではありますが、引続き実態を調査し、可能であれば必要な性能を示していきたいと考えております。

「避難上有効な区画」について「避難上の有効性」の基準等を具体的に示していただきたい」ということですが、一部基準の中に明示させていただきましたが、そのほかの詳細については、運用基準で示させていただきたいと考えております。

「オールスタンディング形式の客席基準の参考になるようなことは何かあるのか」ということだったんですが、ほかの消防本部の基準を一部参考にしておりまして、参考資料において一部掲載させていただいております。こちらが劇場等における防火安全対策になります。スプリンクラー設備であるとか、自動火災報知設備等が規模等によって義務付けられているものがあります。その他の防火安全対策について、劇場についてはどん帳、カーテン等は防災性能を有するものでなければならないということで規定されております。また、規模にかかわらず、喫煙、裸火の使用、危険物品の持込みは原則禁止となっております。また、安全条例においても、興行場等については、その人数に応じて、ご覧のような基準に適合しなければならないということが定められてございます。

過去に起こった劇場等における火災の事故事例ですが、10点ほど掲載させていただいてるんですが、その一部をご説明させていただきたいと思います。概ね、日本で起こった火災に関しましては、比較的きちんと適切な消火等が行われて、死者も多く出ていない。こちらで死者3名出ているものについては1958年の火災でして、舞台上で使った幕から出火しております。このあと、防災の義務が法令化されておりますので、今回この火災に対する対策はもう既になされていると認識しております。海外の事例ですと、施錠であるとか、施錠等によって多数の死者が発生しているものがありますが、日本ではこのような事例はないのかなと認識しております。また、群衆なだれによる事故の例としまして、下の⑧の千日前大阪劇場、こちらは劇場の外ではあるんですが、入場を待つ行列の中に死んだ蛇を投げ込んだために混乱が生じて将棋倒しになった事例があるんですが、こちらは事前の説明等で安全対策について、誘導計画の中で安全確保についてご案内・ご説明いただくような対策が必要なのかなと考えております。また、こちらも1990年、1987年の事例ですが、一部の群衆が興奮状態となり、死者が出ているような事例になっています。こちらでは50人のところで死者が出ているんですが、今回、250人以下ごとに立席区画をするという基準の中で、あるいは安全対策の中で、興奮状態とならないような決め事を誘導計画の中に取り決めることで、こういったことは防げていけるのではないかと考えております。

引き続きまして、各市で基準があるんですが、こちらの説明は割愛させていただきたいと思います。こちらと比較しながら、今回の基準をつくらせていただいたところです。続きまして、その他の課題についてご説明させていただきたいと思います。新基準に適合しない場合が今後またあるとは思っております。例えば、アリーナのような、東京ドームであるとか有明アリーナというような、アリーナ部分に立席を設ける場合については、250人ごとに出入口を有することができないというようなことが出てくると思いますが、様々な形態が予想されることから一定の基準を策定することは困難だと考えております。

そのために、今回の実験の結果や避難シミュレーション、安全対策の状況などをもとに、事案ごとに検討して特例を適用していく必要があると考えております。特例を積み重ねたあと、必要に応じて特例基準を策定していくということで考えております。

1点ちょっと違う話になるんですが、ライブハウスの取扱いについて検討を進めていく中で疑義が生じたの

で、整理させていただきました。「ライブハウス」というのは、そもそも「劇場等」なのか「飲食店」なのかという問題があります。「ライブハウス」はレストランの一角で生演奏を聴かせる形態のものであるとか、ワンドリンク制で飲食店の許可は取り、興行場法の適用がないものも一定数存在しています。当庁では、興行場法の適用がない場合、オールスタンディングも含めて「ライブハウス」は政令別表第一(3)項口の(飲食店等)として取り扱っているところです。オールスタンディングのライブハウスは、興行場法の適用がない場合でも、実質的に劇場等と同様な形態であるということが分かっています。現状ですが、(3)項口の(飲食店)として取扱っているオールスタンディングのライブハウスについては、劇場等と同様の手すりの設置の行政指導をしているということが現状でございます。

もう少し、図で説明させていただきます。今回、新基準の規制対象と考えているのは、興行場法の適用があるものであるとか、一時的に興行を行うような施設、ブルーで囲ったところについて規制の対象と考えております。そのほか、興行場法の適用がない場合でも、飲食店の一部がライブハウスとして使われているところです。また、特定遊興飲食店、こちらは風営法の所管になるんですが、ナイトクラブそのほか設備を設けて客に遊興させ、深夜帯に酒を提供するような施設が、特定遊興飲食店というカテゴリーで分類されております。それらの中で、形態上ライブハウスと言われているもの、こちらのライブハウスについては、法令上の基準、定義があるわけではないので、こういったいくつかの要素を併せ持つようなものになっております。今回、先ほど申し上げましたように、興行場の適用があるものについては新基準の適用になると考えております。このあぶれた部分といいますか、興行場の適用がないライブハウスについての検討は、今後の課題として挙げさせていただきます。

これまでも指導基準で指導してきたところですが、今回の劇場オールスタンディングの基準の改正に伴い、その改正した新基準と同等の指導をするように、指導基準を改定していきたいと事務局では考えております。また、必要に応じては条例改正も必要なのかなと考えてはいるんですが、実態調査したところ、当庁のシステムで把握している限りでは、250人以上のオールスタンディングのライブハウスは1軒だけで、極めて限定的だと考えております。ですので、今回は新基準の改定という形で進めさせていただきたいと考えております。

ライブハウス関係の業界にもヒアリングを行ってきました。ライブハウスと一口に言っても、先ほど申し上げたとおり、興行上の適用があるものもあればないものもあるので、一概にどちらということではないんですが、1つ目として日本音楽会場協会、こちらコロナ禍で情報共有のために立ち上げられた業界団体になります。一番広く会員等をお持ちの団体なのかなという認識しております。今回の既定改正について、安全性確保のために必要なことだと認識はしていただいたんですが、そもそも250人以上の会場は少ないと考えていらっしゃるということでした。既存の施設はどのような対応が必要になるのかというご質問をいただきました。このあとの課題で挙げさせていただくんですが、手すりの話であるとか段差等、工事を発生させるようなものについては、原則として既存の訴求までは考えておりません。また、後ほど説明させていただきたいと思います。

ライブハウスコミッション、こちらは先ほどお話しさせていただいた特定遊興飲食店の法令上の新設に伴って、ライブハウスの深夜営業を健全に行うことを目的に設立された事業者団体です。ご意見としましては、既存建築物に新規出店をする際に、構造上不可能な場合があるということで、代替手段による安全確保による特例を検討されたいということ。それから1㎡あたり5人から4人への変更は容易ではない。一定の安全確保がされている場合には、これまでどおり1㎡あたり5人の基準を維持されたいと。1つ目のご意見に付きましては、そもそも劇場の客席について特例の基準が定められております。その特例基準については、庁内の

中で検討して個別に対応していくことになると思いますので、1軒ごとの判断かなと考えております。1㎡あたり5人から4人の変更については、今後も運用基準の中で検討して、5人をどういった場合に認めることができるのかということについて検討していきたいと考えております。新基準は収容人数250人以上のライブハウスが対象という認識でいいかということにつきましては、250人区画であるとか、250人区画ごとの出入口に関しては250人以上のライブハウス等が対象と考えております。収容人員の管理とかそのほか諸々については、人数にかかわらず対象と考えております。新基準適応時に新たな申請及び検査等が実施されるのか否かについては、構造等を変えない限りは特に必要がないと考えております。

ナイトクラブエンターテイメント業界さんは、どちらかということと日本特定遊興飲食店協会として設立されているんですが、ナイトクラブとか、そちらが主の業界団体になります。一部、ライブハウス会場を夜ナイトクラブ的に使うような、そういったこともあるので関係してくるというふうなイメージです。既存の施設については新基準の適用は難しいとおっしゃられています。そのほかは特に問題がないと考えられているということでした。

こちらは、それぞれ要望書等の提出、一部出ているところと、これから予定されているところがございますが、そちらについて、内容についてはまた改めて部会ではご報告させていただければと思っています。

特例の基準についていくつかお話しさせていただいたところですが、特例の基準が、条例の51条の2に定めがあります。今、ここの途中に「及び」という文言があるんですが、この「及び」を「又は」に変更したいと考えております。今①の防火対象物の位置、構造、設備、収容人員、仕様形態、避難施設の配置等「及び」②これらの状況から予測される避難に必要な時間も両方を、「及び」という言葉でつながっているの、両方から判断することということの基準になってはいるんですが、同様の考え方としまして、消防法施行令32条の改正が平成16年2月にされております。このときに「及び」から「又は」に規定改正されているんですが、そのときの改正趣旨としまして、「防火対象物の多様化が進むとともに、規制改革等に柔軟に対応する必要が高まってきたこと等を踏まえ」というような記載があります。今回はそれと合わせた形での規定改正ということでやらせていただければと考えているものです。

最後になります。既存施設の取扱いについては、新基準を原則として適用しないと考えています。ただし、定員の管理や可搬式の手すり、アリーナ等で手すりを持ってくる場合、こちらについては、常に新基準で対応が可能だと考えておりますので、こういったものについては新基準によるものとすると考えております。

今後の予定ですが、今日の小部会、10月に部会がございます。今回で、新基準の主なご項目についてはこれまで検討していただいたところだと考えております。また、その他の課題について今回紹介させていただいたところですが、今回、ご意見等いただく中で、それらに対して対応はさせていただくとは考えてはおるんですが、主な議題としましては今回をもって議論を終了させていただければと考えております。12月で答申案を示させていただくと考えているところです。また、特例基準とか運用基準については、火防審とは別のところで検討委員会を立ち上げまして、10月から別途検討していきたいと考えております。具体的に条例改正がもし必要だというふうな審議結果になったら、答申をいただけたら、令和7年度には条例改正の手続きを庁内・都議会で進めさせていただいて、4月に運用開始をしたいと、現時点では想定しております。説明は以上になります。

【議長】

どうもありがとうございました。ただいまのご説明に対して、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

【委員】

よろしいでしょうか。

【議長】

お願いいたします。

【委員】

まず貴重なご説明大変ありがとうございます。それで、私のほうで聞き洩らしている可能性が非常に高いので恐縮ですが、今回の新基準案を、これまでしっかりと実験なども踏まえて議論されてきて、かなり着地点までほぼ近づいてきていらっしゃるのかなという理解ですが、そもそも立ち返って恐縮ですが、新基準(案)を反映させる先といいますか、その出口といいますかは、条例のどこのどこだという形で分かりやすく書いていただけていましたでしょうか。

1つずつ拾い読みしていけば分かる話なのかもしれませんが、もし可能でしたら、最終的な報告書ですとか、こういったパワーポイントの形式なんかでも当然いいんですが、一目でどこがどう変わるのかという、法体系の中の形でお示しいただければ大変ありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。これまで過去に説明はさせていただいていたはずですが、分かりやすい資料という形でまとめさせていただきたいと思います。具体的には、条例の48条のところに、「立席については各席の後方に設けること」という基準がございます。その「客席の後方に設けること」というところを、書き方を変えさせていただいて、「立席のオールスタンディングの基準」というふうな形であることを考えております。

また、定員の管理につきましては、劇場等の定員ということで条例の第53条に規定がございます。こちらには、今「立席の場合は1㎡あたり5人で適切に管理すること」という規定があるんですが、こちらの規定の改正を考えております。今ご説明させていただいた内容については、できれば答申案のところに分かりやすい形でご説明させていただければと考えております。

【委員】

ありがとうございます。その旨、よろしくお願いいたします。

【議長】

どうもありがとうございました。ほか、何かございますでしょうか。

【委員】

よろしいでしょうか。

【議長】

お願いいたします。

【委員】

スライドの6枚目ですかね、手すりの高さについてのお話がありまして、いわゆる墜落防止なんかを考えると110cmというのが、基準法なんかそういうふうにかかれていたりするところがあるんですが、今の手すりというものを、転倒防止の目的で付けるというところの整理が必要じゃないかと思ってるんですね。

いわゆる手すりというと、墜落防止とか、あるいは歩行時の補助として付いているというのが一般的な目的で、転倒の防止という意味での、この今のオールスタンディングでこれが付いている、これが転倒の防止だという、それがどういう事象に対して有効なんだというところが、整理できてないのかなと思っています。

一方で、その墜落防止という観点で見たときに、今の90cmだからまあ大丈夫そうだということよりは、何か根拠になるというか、書き方もあったほうが良いと思うんですね。110cmそのものも、そこに重心、高さに対して一定の安全率でそこに決められているはずですが、今、手元に文例がなくて全然整理できなかったという状況でして、大体、身長56%ぐらいの高さに重心があるだろうと言われていまして、先ほどの180cmで大体95%という話と、これの半分の90cmだと、説明がつじつまが合っていないところがあるので、こら辺の整理ももう一つ必要かなと感じています。

実は、建設現場等の足場の手すりの高さですが、以前は75cmと言っていたのが、85cmに平成21年に改定されたみたいなのがあって。そこら辺なんかを引用して、まあ90cmあれば、今言っている手すりの向こう側に倒れ込むというようなことが起きないみたいな、なんかそういう整理ができればいいのかと思っています。

いずれにしても、まず手前のところで、この手すりです転倒防止ということ、どういう事象を対象にしてうたっているのか。一つは高密度にならないように区切っているんだという、それだけだという話でもいいですし、プラスアルファでこの手すりと言われているものの向こう側に人が転げ落ちないみたいな。なにかそんな整理をした上で、高さが大丈夫だという説明が必要かなと感じています。

【事務局】

事務局です。コメント、ご意見をありがとうございました。参考にさせていただいて、何らかの形で示させていただきますと思います。

【議長】

ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。最後のページに今後のスケジュールでございますが、今回ご説明いただいた内容につきましては、しかるべき委員会で継続的に内容を詰めていくということでよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【議長】

改めて、小部会、部会等でもまた進捗をご説明いただけると。

【事務局】

そのようにさせていただければと思います。

【議長】

またよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

一とおり、これで本日ご用意いただいた資料のご説明が全て終わりましたが、全体を通して何か言い忘れたこと等がございましたら、今ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

よろしいでしょうか。

【議長】

お願いいたします。

【委員】

最初の防災センターを機械化しようというところで、信頼性みたいな話があったかと思うんですが、私も感じていて、あと、検定を取っているから基本的には信頼性を確保されているものをこれまでは使ってきているという話もあったと思いますが、多分、こういった機器を使うということについて、日常的に使っているものを流用するんだという形で使用できるということが、一つ担保されるということが必要なのかなと思います。

もちろん、本当に火災が起きたときに、何かそういった機器がいろんな場面で影響を受けないかというところ、また別の要素があるんですが、まず非常時にだけこれを使うという話になってくると、いざというときに使えないということがあるのかなと思います。

これまではどちらかという、そういうことがないように訓練をしましょうという、訓練によって動作確認もするんだというような話が一般的かと思うんですが、ここまで来ると、多分もう日常的に使っているんだという話を付け加えないと、その動作確認というのがきちんとできないんじゃないかなと感じていました。

また、訓練をやるとなると、やっているところとやっていないところが出てきたりするので、日常的にそういった機器を使っていることが前提で、非常時にもこういう活用をするんだというところで、その機器の使用の信頼性について担保していく必要があるのかなと感じていました。

【庁内関係者】

ありがとうございます。そのとおりにさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】

今のご発言に少し関連して、言い残しがありましたので申し上げたいと思います。防災センター要員が減るということは、ご説明にもあったとおり、消防隊が先に駆け付けるということも出てくるんだと思います。そ

うすると、その分を人員が減った分を消防隊が肩代わりするという面が出てくるかと思しますので、今ある設備でそこを対応するというよりは、どの隊が行っても適確に必要な操作ができるように、例えば分かりやすい表示というようなものを、規格を示したり、表示もおしゃれに暗い色で示すんじゃなくて、すぐにぱっと見てそこだと分かるようなことを求めるとか、プラスアルファのことを求めていってもいいのではないかと思います。

あと、もう一つ防火区画の形成を自動化というふうな話がありまして、そこが結構時間を短縮していましたが、それはその機械の信頼性というよりは、使っている中での、例えばロックしないとか、物を置かないとか、そうした建物の維持管理と密接に関わってくると思しますので、そこも遠慮せずにはっきり踏み込んで、必要なことを求めていく必要があるかと思しました。

【議長】

どうもありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、一とおりのご意見等もいただきましたので、司会進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】

それでは、本日、長時間にわたりましてご審議いただき、誠にありがとうございました。本日ご指摘いただいた内容につきましては、次回の部会等に反映させていただきたいと考えております。次回の部会の予定ですが、10月4日金曜日、外部会場での予定をしております。また、ご案内を後ほどさせていただければと思っております。

それでは、以上をもちまして火災予防審議会人命安全対策部会第5回小部会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(11時55分閉会)